

## 釧路市証明書等発行手数料指定代理納付業務 仕様書

### 1. 業務内容

市役所窓口の各種証明書等発行手数料におけるキャッシュレス導入に伴う指定代理納付業務

### 2. 契約期間

契約締結日から令和3年2月28日までとする。

但し、3カ月前までに契約解除を書面で申し出ない限り自動更新とする。

### 3. 業務開始年月日

令和2年3月2日

但し、上記開始に当たって不測の事態が発生した場合は市と協議のうえ開始日を変更することができる。

### 4. 指定代理納付業務の対象となる歳入

証明書等の交付を受けた者に対し請求する手数料

### 5. 対象施設の概要

(1) 施設名 釧路市市民環境部戸籍住民課、財政部市民税課

(2) 所在地 釧路市黒金町7丁目5番地

(3) 証明書等発行状況（平成30年度実績）

戸籍住民課（97,424件／年）、市民税課（19,029件／年）

### 6. 指定代理納付で取り扱うキャッシュレスの種類

「VISA」「MASTER」の国際ブランドが付与されたクレジットカード及び電子マネー「ID」について取り扱い可能であること。

### 7. 指定代理納付の方法

(1) 納入義務者に代わり立替えて支払いをする立替払い型によるものとする。

(2) キャッシュレス納付による立替金については、各月毎に15日、末日を締めとして集計し、15日締めは末日まで、末日締めは翌月の15日までに一括して指定する口座に振込むこととする。

なお、支払日が金融機関休業日である場合は、支払日が15日のときは翌営業日、末日のときは前営業日を振込期限とする。

立替金の振込手数料は指定代理納付者の負担とする。

(3) 各月毎のキャッシュレス納付による立替金の内訳明細を別途、指定する期日までに交付すること。

(4) (2)の履行に正当な理由なく遅延があったときは、当該遅延日数に応じて、振込みを行うべき金額に契約書所定の割合を乗じた金額を遅延損害金として、指定する期日までに納付すること。

## 8. 指定代理納付に対する手数料

(1) 指定代理納付行為に対する手数料（以下「手数料」という）については、指定代理納付者の発行する適正な請求書により、請求書発行月の翌月末日までに支払うものとする。

支払いは、各月毎の請求とし、納入義務者が選択する支払方法の種類を問わず一括での支払とする。

手数料の額は、各月毎の立替金の額に契約で定める手数料率を乗じた額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 指定代理納付者は、立替金から相殺により手数料を徴収することはできない。

## 9. キャッシュレス決済端末機

端末機は、CAT端末機（TEC製 JET-S CT-5100）3台（戸籍住民課2台、市民税課1台）とする。

## 10. その他事項

(1) 障害や照会事項の発生時には遅滞なくこれに対応し、業務に支障がないようにすること。

(2) 釧路市個人情報保護条例に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。